

Ⅲ章 良質な広告物と魅力ある景観を創るために【広告種類別にみるガイドライン】

◆ 壁面広告物

壁面広告物に関する基本的事項

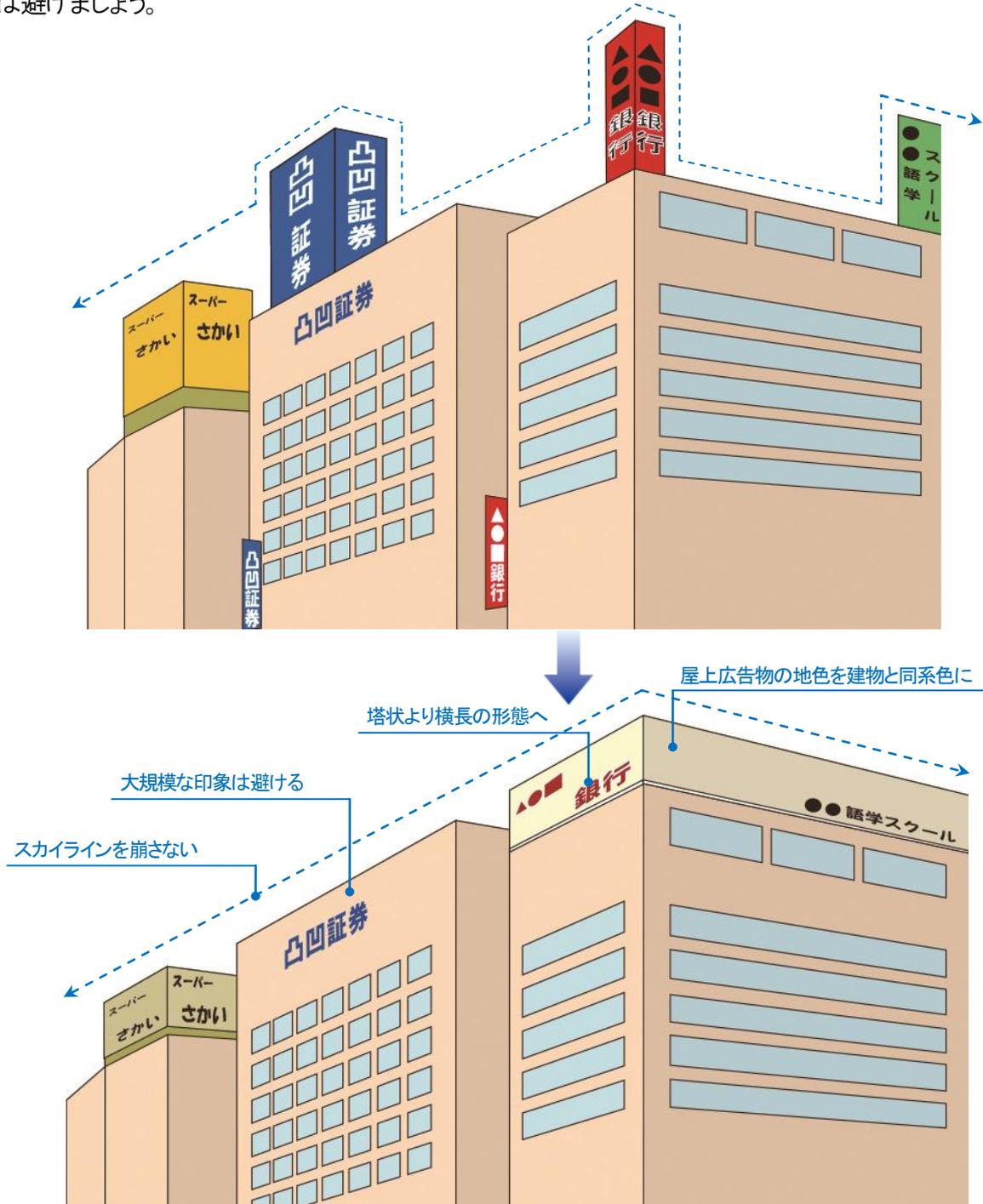
- 窓面などの開口部をふさがないようにしましょう。
- 建物の壁面の範囲内に設置しましょう。
- 1 建物で複数の壁面広告物の表示等を行う際は、その位置や大きさ、色彩をそろえましょう。
- 視覚的に建物と一体化するよう地色を壁面と同色系としましょう。または地色と表示色を反転させましょう。
- 建物の表情を見せるように、2階以上の壁面にはできる限り設置を控え、1階部分などに揃えましょう。
- 突出広告は、見通しや交通標識、信号を遮らない設置位置としましょう。
- 複数の内容を表示する場合は集約化しましょう。



◆ 屋上広告物

屋上広告物に関する基本的事項

- 屋上広告物の地色を建物壁面と同系色にし、建物と調和させましょう。
- 連続するスカイライン※を崩さないよう、隣接建物との調和に配慮した大きさ・高さに心がけましょう。
- 建物デザインと調和しにくい形態(塔状やローソク型の広告物など)は避け、横長の安定感のある形態にしましょう。
- 建物壁面への切文字表示などを活用することにより、著しく大規模な印象を与える屋上広告物の掲出は避けましょう。



※ 空を背景とした建築物等の輪郭線

Ⅰ章  
はじめに

Ⅱ章  
共通のガイドライン

Ⅲ章  
種類別ガイドライン

Ⅳ章  
区域別ガイドライン

Ⅴ章  
手続き

◆ 自立広告物

自立広告物に関する基本的事項

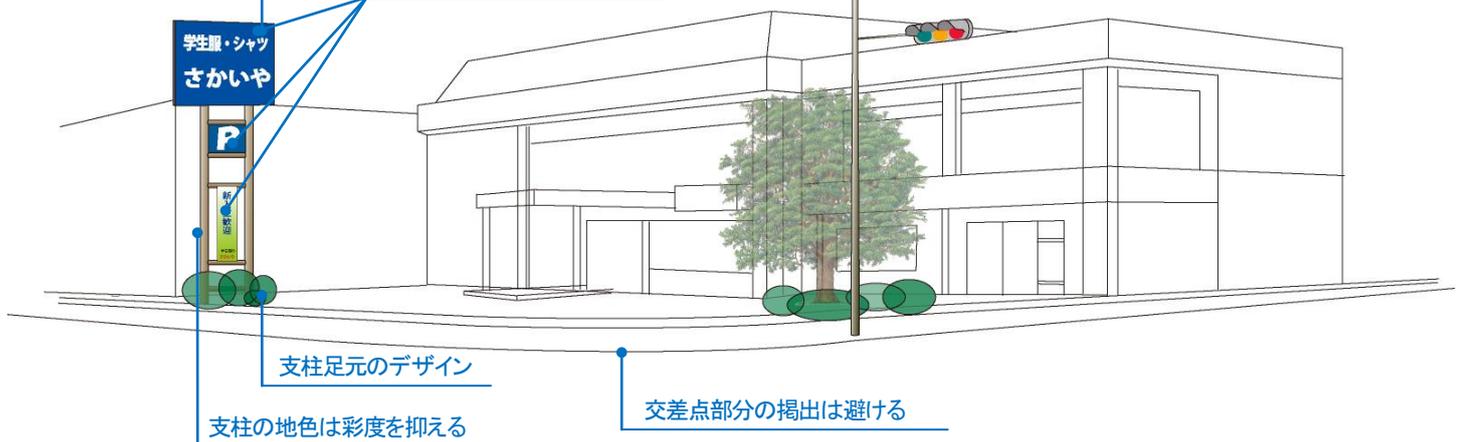
- 道路空間とのバランスを考慮し、節度ある大きさ、高さにしましょう。
- 建物とのバランスに配慮し、その高さを超えないよう配慮しましょう。
- 支柱や地色は、彩度を抑え、建物や周辺と調和する色彩としましょう。
- 景観に配慮するため設置数を減らし、やむを得ず複数表示する場合はできるだけ集約し、乱立を回避しましょう。
- 支柱部や支柱足元のデザインにも配慮しましょう。
- 見通しや通行を妨げない位置、高さに表示等を行いましょ。
- 交差点部付近への掲出は避けましょ。



節度ある大きさへ

建物の高さを超えない

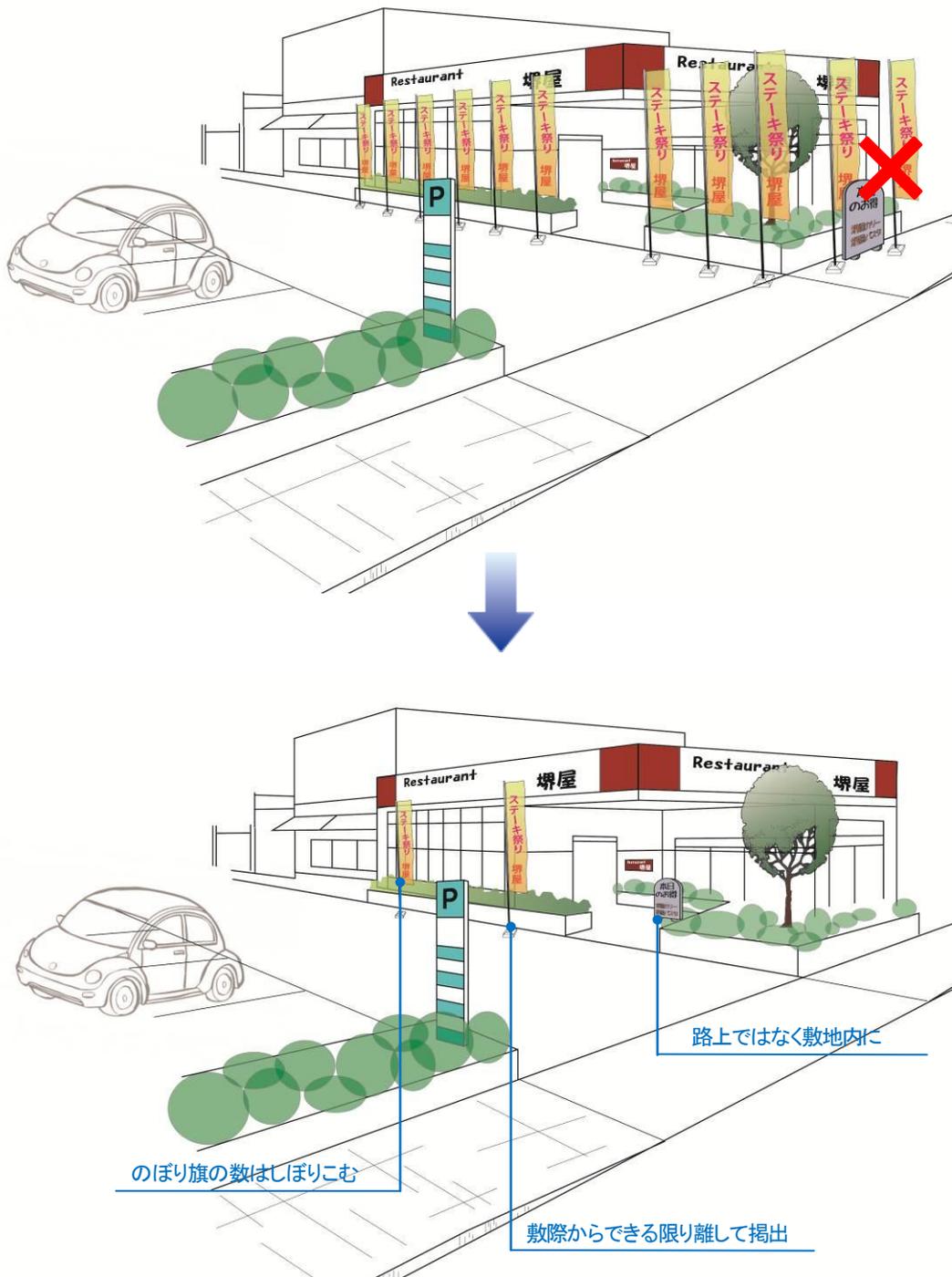
設置数を減らして景観に配慮



◆ のぼり旗・立て看板

その他の広告物に関する基本的事項

- 路上への掲出は違法です。また、歩行者や自転車の通行の妨げとなり、場合によっては重大事故の原因にもなりますので、必ず敷地内に掲出しましょう。
- のぼり旗や立て看板についても、許可が必要となります。
- 敷際からできる限り離して(3m 以上)掲出しましょう。
- 常時設置する場合は、演出効果を考慮した高品質な表現とし、恒久的に使用するものとして、のれんなどの活用を検討しましょう。



Ⅰ章 はじめに

Ⅱ章 共通のガイドライン

Ⅲ章 種類別ガイドライン

Ⅳ章 区域別ガイドライン

Ⅴ章 手続き